

# 平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業 ／シード期の研究開発型ベンチャーに対する 事業化支援」第1回公募

## 公募要領

受付期間:平成30年3月19日(月)～平成30年5月7日(月)正午必着

### 【ご注意】

1. 本事業は、平成30年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。  
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要することですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。

平成30年3月  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

# 目次

1. 事業概要
  - 1-1. 事業の目的
  - 1-2. 事業の概要
  - 1-3. 助成事業対象者の要件
  - 1-4. 予算規模
2. 申請の手続き等
  - 2-1. 助成金交付申請書
    - (1) 申請書の様式の入手
    - (2) 提出書類
    - (3) 申請書送付先
    - (4) 申請書の受付期間
    - (5) 申請に関する問い合わせ先
    - (6) 公募説明会
  - 2-2. 申請に関する注意
  - 2-3. 主任研究者について
    - (1) 研究開発経歴(現職含む)
    - (2) 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)
  - 2-4. e-Rad(府省共通研究開発管理システム)登録
    - (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録
    - (2) 手続きの概略
3. 公募開始から交付決定までのプロセス
  - (1) 申請時までに出資を受けた STS
  - (2) 上記に該当しない STS
4. 助成事業の選定について
  - 4-1. 選定方法
  - 4-2. 審査内容
  - 4-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知
5. 助成事業の詳細
  - 5-1. 助成対象費用
  - 5-2. 交付決定から助成金の交付までのステップ
  - 5-3. 交付決定等の取り消し
  - 5-4. 取得財産の管理
  - 5-5. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
  - 5-6. 事業期間終了後
6. 禁止事項及び不正防止について
  - 6-1. 本事業内の重複申請
  - 6-2. 重複助成の排除
  - 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
  - 6-4. 研究活動の不正行為への対応
  - 6-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
  - 6-6. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
7. その他
  - 7-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)
  - 7-2. Startup Japan(仮称)

- 7-3. 申請情報の管理
  - 7-4. 個人情報について
  - 7-5. 情報公開について
- (参考資料) 資金調達の留意点

# 平成30年度 研究開発型ベンチャー支援事業／

## シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援に係る

### 第1回公募

平成30年3月19日  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「シード期の研究開発型ベンチャー(以下「STS (Seed-stage Technology-based Startups)」という。)に対する事業化支援」の公募を行います。

本事業は「シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援助成金交付規程」に則り実施しますので、必ずご確認ください。

なお、本事業は、平成30年度予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更または中止等が生じる場合があります。

## 1. 事業概要

### 1-1. 事業の目的

「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月日本経済再生本部決定)では、「日本にもベンチャーエコシステムを確立し、自然発生的にベンチャーが生まれ、育っていく、そしてその好循環が持続する。そうした仕組みの構築を目指さなくてはならない。」とされており、産学官全ての関係機関が「ベンチャーエコシステム」の構築を共通の目標と認識し、その実現を目指すことが重要です。

そこで本事業では、ベンチャーエコシステムにおいて重要な役割を果たすベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等(以下「VC等」という。)とNEDOが協調し、シード期の研究開発型ベンチャー(以下「STS」という。)が必要とする研究開発及び事業化に必要な資金、並びにその活動を支援することにより、将来のメガベンチャーの創出・育成を目指すとともに、グローバルなネットワークを持つVC等の日本での活動を活性化し、エコシステムの強化に資することを目的とします。

(参考)

「ベンチャー・チャレンジ2020」

[http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho\\_senryaku/venture\\_challenge2020.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf)

## 1-2. 事業の概要

NEDO は「研究開発型ベンチャー支援事業に関するベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募において NEDO が認定した VC 等(以下「認定 VC」という)が、助成対象費用の 1/3 以上を出資するシード期の研究開発型ベンチャー(STS)に助成金を交付します。

なお、認定 VC24 社(チーム)はコンタクト先等を NEDO ホームページで公表しておりますので、ご確認ください。

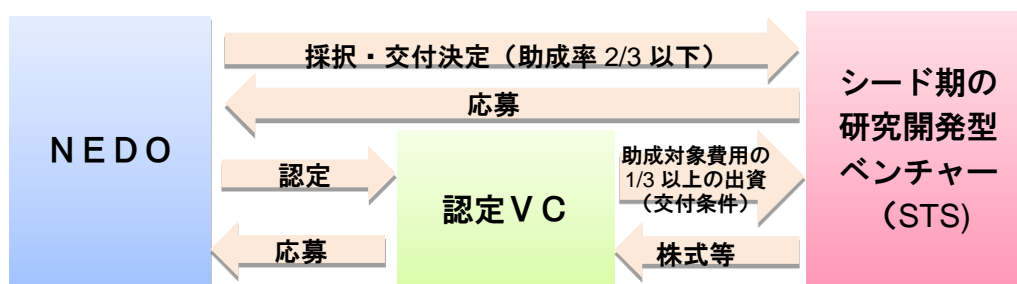


図1 NEDO と VC 等による STS の協調支援の仕組み

支援期間 交付決定日から最大 1.5 年以内

助成率 助成対象費用の 2/3 以下

助成額 最大 7 千万円以下

助成対象技術 次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)
- ② 具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。

実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能です。(創薬等の開発で治験を実施する場合は早期第Ⅱ相試験(phase IIa)まで申請可能です。)

## 1-3. 助成事業対象者の要件

具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定 VC から事業構想に係るチェックを受けた上で、申請書における助成対象経費の 1/3 以上の出資を平成 30 年 2 月 14 日以降に受けている、又は今後出資が予定されている STS であって、下記出資条件の他、①～⑨のすべての要件を満たす必要があります。

**[出資の条件]**

- ・原則当該ラウンドの STS への出資が、前回ラウンドの出資と比較して、企業価値評価を下げた出資ではないこと。事情がある場合は NEDO に申請前に事前相談して下さい。理由書を提出頂き、プレゼン審査で認定 VC の見解を問う形で認める場合があります。
- ・採択された STS において、①認定 VC の持株比率が、本事業期間内において原則 50%未満、かつ、②認定 VC が責任をもってハンズオンできる体制を維持できること。(ハンズオン内容はプレゼン審査時に認定 VC から説明頂く場合があります)
- ・申請時において、業として出資を行う者から 2 億円超の出資(新株予約権付社債やいわゆるコンバーティブルノート、コンバーティブルエクイティ等を含む)を得ていないこと。
- ・上記条件に外れる場合は、NEDO が個別に付す条件に従うこと。

- ① 日本に登記されている民間企業であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。  
(※) 法人を設立準備中の者は、交付申請時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成対象事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とします。
- ② 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 助成対象事業を的確に遂行するために必要な資金の調達が見込めること。
- ④ 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑥ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑦ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)

- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

⑧本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

⑨反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

## 1-4. 予算規模

約8億円(平成30年度公募の年間総額)

状況によっては、予算規模は増減する場合があります。

また、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

## 2. 申請の手続き等

### 2-1. 助成金交付申請書

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて下記の助成金交付申請書(以下「申請書」という。)一式をNEDOに提出してください。

#### (1) 申請書の様式の入手

申請書は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。下記、「申請書作成にあたって」に従い、申請書を作成してください。

- ◎公募要領【PDF】

- ◎申請書作成にあたって【MS-Word】

- ◎情報項目ファイル【MS-Excel】

- ◎別紙助成事業経費内訳表【MS-Excel】

- ◎交付規程【PDF】

- ◎様式【MS-Word】
- ◎基本計画【PDF】
- ◎実施方針【PDF】

## (2) 提出書類

「申請書作成にあたって(申請様式)」の 2 ページのチェックリストに記載される書類を準備ください。申請書を受理後に受理確認書を返送します。そのほかの提出された申請書、添付資料等は返却いたしません。

尚、「H30 情報項目ファイル【Excel】.xls」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください(e-Rad 登録については 9 ページの 2-4. 参照)。

## (3) 申請書送付先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20 階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ

STS 公募 申請窓口(塚越、船橋、井原) 宛

TEL:044-520-5173

※郵送等の際は封筒に『「STS 公募」に係わる申請書在中』と朱書きのこと。

## (4) 申請書の受付期間

**平成 30 年 3 月 19 日(月)から平成 30 年 5 月 7 日(月)正午までに、郵送  
又は特定信書便で到着したもの(必着)**

メール送付、持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりませんのでご注意ください。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、申請書様式に従って記入してください。様式に記載されている項目の変更はしないでください。

e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のために e-Rad の登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

## (5) 申請に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00~18:00 の間にご連絡ください。



問い合わせ先・申請書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)  
イノベーション推進部 スタートアップグループ  
STS 公募担当 塚越、船橋、井原

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

TEL:044-520-5173

FAX:044-520-5178

メールアドレス:[vc-vb@nedo.go.jp](mailto:vc-vb@nedo.go.jp)

## (6) 公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。申請資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程、会場は本事業のホームページに掲載されます。ご確認の上、参加申込を行ってください。

## 2-2. 申請に関する注意

- (1) 必ず事前に e-Rad の登録を行ってください(2-4. e-Rad 登録 の項を参照)
- (2) 本助成事業は、2者以上による連名申請は対象としておりません。ただし、計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。
- (3) 同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- (4) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- (5) 申請書は日本語で作成してください。

## 2-3. 主任研究者について

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためのみに利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(追加資料9))に記入し提出してください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。記入にあたっては、以下(1)~(2)に注意して記載して下さい。

### (1) 研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

(2) 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

## 2-4. e-Rad(府省共通研究開発管理システム)登録

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※1)への申請手続きと、NEDOへの申請書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

### (※1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯: 平日、休日ともに0:00~24:00  
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク  
電話番号: 0570-066-877  
受付時間: 平日9:00~18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

(2) 手続きの概略

以下、①~④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③及び④の手続きは必要です)。

#### ①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

## ② 研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください

## ③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。

## ④ 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

### 【注意事項】

- ・ 申請書をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・ 提出締切日までにシステムの「応募/採択課題一覧」の申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 申請書の受理状況は、「応募/採択課題一覧」から確認することができます。
- ・ e-Radでの申請は、申請者のみ必要です。共同研究先は必要ありません。

## 3. 公募開始から交付決定までのプロセス

本事業の公募では、NEDO は、具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、認定 VC から平成 30 年 2 月 14 日以降に所定の出資を受けた STS、又は出資の意向(書面による出資意向確認書)を得た STS を公募し、審査を経て助成予定先として採択し、交付決定を行います。

具体的な手順としては、公表された認定 VC より所定の出資を受けていない場合には、まず認定 VC に対し出資検討を依頼し、出資を受けるための活動を行って頂きます。認定 VC への出資検討依頼にあたっては、認定 VC より資料要求・プレゼン等の出資検討に必要な情報提供を求められる事がありますので、適宜対応してください。

申請時までに認定 VC より所定の出資を受けて出資報告書を入手できた STS、または認定 VC より所定の出資意向確認書を入手できた STS が、本公募に申請することが可能になります。両者は、以下(1)、(2)に示すように、採択後の交付決定までの手順と期間が異なります。

なお、出資又は出資意向確認書の発行は、認定 VC の意思により出資に値すると判断された STS になされるものであり、NEDO は、認定 VC の意思決定には一切関与しませんのでご注意願います。

## (1) 申請時までに出資を受けた STS

### (平成 30 年 2 月 14 日から申請時まで認定 VC から出資実行(入金まで)を受けた STS)

平成 30 年 2 月 14 日(本 STS 公募の予告日)から今回の応募時まで、NEDO に申請する助成対象費用の 1/3 以上の額について、認定 VC からの出資の実行(STS への入金まで)を完了している STS は、NEDO への申請時に

- ① 出資報告書(様式第 22);認定 VC からの出資が実行されたことを証明するもの
- ② 認定 VC との投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写し
- ③ 入金の確証(通帳の写し等)
- ④ 入金月～交付開始時期(平成 30 年 7 月)を含む月次の資金繰り表

を申請書に付してください。※出資実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

公募締切後、NEDO が外部有識者による評価を経て総合的に判断し、STS としての助成予定先の採択決定及び通知を行います(採択にあたっては、個別に条件を付す場合があります)。

その後、特に条件等の問題がなければ所定の文書手続きを経て、概ね数週間以内に別途交付決定を通知いたします。助成事業は、交付決定通知日以降に開始することができます(それ以前の経費は計上できません)。また、交付規程第 9 条の他に、交付にあたり新たに条件を付加する場合があります。

## (2) 上記に該当しない STS

公募期間内に、認定 VC に余裕をもって出資検討依頼を行い、出資の条件を両者合意のうえで、認定 VC より出資意向確認書を入手してください。

応募にあたっては、その出資意向確認書を申請書に付して、NEDO に提出してください。

公募締切後、NEDO が外部有識者による評価を経て総合的に判断し、STS としての助成予定先の採択決定及び通知を行います。

採択においては、NEDO へ交付申請を行った助成対象費用の 1/3 以上の出資が、採択決定日から原則 30 日以内までに認定 VC から実行され、その出資報告書が提出されることを条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。

その後、上記条件の履行が NEDO により確認され次第、所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。交付決定通知日以降に経費の計上が可能となり、助成事業を開始できます。上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

従って、認定 VC より所定の出資実行を受けた場合には、早期に助成事業を開始するためにも、出資確認に必要な次の書類を遅滞なく NEDO に提出してください。

- ① 出資報告書(様式第 22);認定 VC からの出資が実行されたことを証明するもの
- ② 認定 VC との投資契約書(あるいはそれに類する書類)の写し
- ③ 入金の確証(通帳の写し等)

※出資実行日は着金日、金額は日本円による着金額とします。

NEDO は上記①～③、及びその他の条件が満たされたことが確認され次第、交付決定手続きを開始します。交付決定の通知日以降、STS は助成事業を開始できます。

## 4. 助成事業者の選定について

### 4-1. 選定方法

NEDOは、申請要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者を活用した書面審査を行い、二次審査への通過者をお知らせします。二次審査では、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査を実施し、最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

また、採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

NEDO による経営者面談は外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査と同じ日程で行います。なお、経営者面談及びプレゼン審査の説明は代表者が実施することとし、出席者は申請された事業者及び共同研究先に所属される者に限ります（交付申請書中の体制図への明記が必要）。認定 VC は当該事業者の役職員としての立場（今後就任予定者は出資意向確認書に明記が必要。）であれば出席が可能です。

### 4-2. 審査内容

#### (1) 申請要件に関する審査

NEDOにより、「1-2. 事業の概要」における“助成対象技術”及び「1-3. 助成対象事業者の要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「6. 禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

#### (2) 審査項目

審査は下記観点から行われます。

##### ○ 技術評価

- ・具体的な技術シーズが活用可能で、原理検証 が一定程度進んでおり、本 NEDO 事業で POC 終了の目途がつく等、概ね 3 年以内の事業化(売上)が可能であること。
- ・実現される技術シーズが革新的で、市場を塗り替える可能性が高いこと等。
- ・我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

##### ○ 事業性評価

- ・提案される事業が、顧客のペイン(痛みを伴うほどの強いニーズ)に明確に応えるソリューションであり知財権等の参入障壁が構築されていること。
- ・ターゲット市場が十分に大きく、急成長し大きな売上げや高い市場占有率の達成が期待できること等の具体的な計画があること。

##### ○ 開発計画の妥当性

- ・事業の目標が、提案される事業を実現する上で必須であり、十分な開発能力(人員、体制、財務基盤等)があること。
- ・連携先も含めて本事業を進める上で必須な費用計上であること。

### 4-3. 助成金交付申請に対する採否の決定の通知

- ・採否結果の通知時期は、平成 30 年 7 月初旬を予定しています。
- ・申請時点で既に認定VCより所定の出資を受けている STS を除き、採択決定日から原則30 日以内に出資意向確認書を発行した認定 VC より出資が実行されることを採択の条件とします(公募要領の 3.(2)参照)。
- ・審査の内容によって、実施内容や助成対象費用の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。
- ・採択された事業については、上記条件等の実行の確認及び事業への反映など必要な調整を行ったのち、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を発送します。
- ・不採択の場合も、不採択理由を添えて、その旨を後日通知いたします。

## 5. 助成事業の詳細

### 5-1. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

- (※)研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。
- (※)必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。
- (※)本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。
- (※)事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償、又は有償の場合には製造原価以下にて実施するものとします。なお、有償とする場合、製造に係る人件費、原材料等は助成対象費用とはなりません。
- (※)本事業に必要な費用の積算、また、認定 VC への出資希望額の算出については、「(参考資料)資金調達の留意点」を参照の上、無理のない計画を立てた上で、本事業にご応募ください。

費目ごとの内容は次のとおりです。

#### I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

##### 1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

##### 2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

### 3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

## II. 労務費

### 1. 研究員費

申請書の研究開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業に遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

### 2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く。)

※補助員単価は、補助員1人あたりの上限があります。年度毎のマニュアルをご確認ください。

なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

## III. その他経費

### 1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

### 2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

### 3. 外注費

助成事業の実施に必要なソフトウェア、ハード設計等の請負外注に係る経費(研究要素を含むものは外注できません)。

### 4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

※なお、本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という。)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。また、

本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

#### IV. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等(国内)が行う技術開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行う。

- ① 「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。
- ② 交付決定時における助成金総額の25%未満を対象とします。
- ③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。
  - ・申請者の従業員を当該研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
  - ・学術機関等が購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできませんが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
  - ・学術機関等において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。
  - ・民間企業との共同研究費は、対象外となります。

※ 計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。

### 5-2. 交付決定から助成金の交付までのステップ

交付決定を受け、STS 助成事業を開始されたら、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、STS から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該 STS に対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績に基づき概算払いを行います。

助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

- ・**経理指導**: 助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上について NEDO 検査員が指導します。
- ・**中間検査**: 事業期間中に適宜状況に応じて実施します。(回数も事業実施状況による)
- ・**確定検査**: 事業終了日の後経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。

詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他 NEDO から様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

### 5-3. 交付決定等の取り消し

採択決定後原則 30 日以内に認定 VC からの出資実行を確認できなかった場合等採択時の条件を満たせなかった場合には、助成予定先としての採択を取り消します。

また、申請内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合、及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあ



ります。

#### 5-4. 取得財産の管理

(1) 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなり、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

(2) 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(3) 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳: 新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

#### 5-5. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

(1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。

(2) 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。

(3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。

(4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

#### 【記載例】

○「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業にお

いて得られたものです。」

○「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

## 5-6. 事業期間終了後

- (1) 事業期間の終了年度の翌年度以降10年間は、毎年、事業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。また、新たに出資を受けた場合には都度報告いただきます。
- (2) 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の5%(条件によっては10%)、最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)、また期間は最長10年となります(詳細は交付規程参照)。
- (3) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

## 6. 禁止事項及び不正防止について

### 6-1. 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは認めておりません。

### 6-2. 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)<sup>(※1)</sup>などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※1)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「2-3. 申請の手続き等」を参照してください。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)<sup>(※2)</sup>及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)<sup>(※3)</sup>に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1)本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停

止の措置を行います。)

- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※2 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin-shikin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)

※3 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>

#### 6-4. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。)(※4)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。)(※5)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1)本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間:責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- ④ 府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

#### (2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※4 研究不正指針についてはこちらをご参照ください  
 経済産業省ホームページ [http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/shishin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf)  
 ※5 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください  
 NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

## 6-5. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

### 通知先

NEDO 検査・業務管理部  
 〒212-8554  
 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階  
 TEL:044-520-5131  
 FAX:044-520-5133  
 メールアドレス:[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)  
 ホームページ:[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)  
 (電話による受付時間は、平日:9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

## 6-6. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

(1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(4) 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

\* 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html> )

\* 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

\* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

\* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatut07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 7. その他

### 7-1. 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定されています。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

## 7-2. Startup Japan(仮称)

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」にて示された Startup JAPAN(仮称)において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

## 7-3. 申請情報の管理

### (1) 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部有識者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。なお申請者からの提出物の返却はいたしません。

### (2) 申請情報の公表

**交付決定された申請案件については、申請者の企業名、助成事業の名称、助成事業の概要及び認定 VC 名を NEDO の HP に公表します。**

不採択の場合は、申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

## 7-4. 個人情報について

(1) 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。

(2) 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。

(3) NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。

(4) 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

(5) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。

(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

## 7-5. 情報公開について

e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(参考資料)

## 資金調達の留意点

### 【本助成事業の経費の範囲】

公募要領「5-1. 助成対象費用」に本助成事業で計上可能な経費の費目について説明されています。

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

従って、本 NEDO 事業における NEDO の助成金及び VC からの出資のみでは、助成事業者の事業開発における必要経費の全てが賅われるとは限らず、本 NEDO 事業では計上が認められない汎用品の経費や運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

下図は必要経費を模式的に示したものです。事業運営全体を見据えて必要な経費を適切に見積り、無理のない資金調達計画を立てた上で、本事業にご応募ください。

